

令和6年3月19日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年3月19日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子
14番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立を願ひ致します。礼。ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番 藪 乃理子 君、13番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 議案撤回請求書の件についてを議題と致します。

議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての撤回理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

お早うございます。

議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての議案の撤回について申し上げます。

令和6年3月5日に提出致しました議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、次の理由により撤回したいので、多度津町議会会議規則第20条の規定により請求をさせていただきます。

本定例会において、多度津町の可燃ごみ指定袋に取っ手付きの形状とした「特大」サイズを新たに導入することによる条例の一部改正を提案致しましたが、令和6年3月11日の建設産業民生常任委員会で継続審査となったことを受け、ごみ指定袋の取っ手付き大サイズにつきましては、課題について再度検討すべきであるとの判断から、多度津町議会会議規則第20条の規定により、本議案の撤回を請求するものでございます。

今後は町民の要望や意見の更なる把握に努め、議会に対しても建設産業民生常任委員会等において随時ご報告をさせていただきます、早期に結論が出せますよう検討してまいります。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小川 保）

これをもって、撤回理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

ここでお諮り致します。

ただ今の議案撤回請求書の件については、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、議案撤回請求書の件についてを許可する事に決定致しました。

日程第3. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひします。

3月11日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長 (中野 一郎)

お早うございます。

総務教育常任委員会の結果報告を行ないます。

令和6年3月11日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

議案第2号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第4号 多度津町監査委員に関する条例の一部改正について

議案第14号 多度津町消防手数料に関する条例の一部改正について

議案第29号 令和5年度多度津町一般会計補正予算 (第7号)

議案第30号 令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算 (第3号)

議案第31号 令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算 (第3号)

議案第32号 令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算 (第4号)

議案第33号 令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算 (第3号)

- 議案第34号 令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
議案第35号 令和6年度多度津町一般会計予算
議案第36号 令和6年度多度津町特別会計国民健康保険予算
議案第37号 令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算
議案第38号 令和6年度多度津町特別会計介護保険事業予算
議案第39号 令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算
議案第40号 令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算
議案第42号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について
審議結果

議案第2号から第4号、議案第14号、議案第29号から第40号まで及び議案第42号について委員、傍聴議員より、

- 一つ、地籍調査費の測量業務委託費を3,600万円減額しているが、当初予定していた計画が出来なかったということなのか、また、出来なかった理由は何なのか。進捗率が県平均よりも低いので、体制を拡充出来ないのか。
- 一つ、高齢者福祉タクシー利用料を250万円増額するのは、人件費や委託費などの物価高騰によるものなのか利用人数が増えただけなのか。
- 一つ、まちづくり公社（仮）設立事業費を529万円減額する理由は、何なのか。
- 一つ、学校教育施設等整備基金積立金を増額しているが、現在の積立額はいくらなのか。
- 一つ、地域おこし協力隊事業費を減額するのは隊員の任期満了に伴うということだが、現状の進捗状況を教えてもらいたい。また、どのような内容を計画しているのか。
- 一つ、乳幼児等医療給付費を800万円増額するのは、コロナ・インフルエンザの執行状況によるということだが、想定される数や金額はどのくらいなのか。
- 一つ、保育所児童保育委託料を4千万円増額するのは保育単価と処遇改善加算額の増額ということだが、根拠を説明してもらいたい。
- 一つ、児童福祉費の精算返還金の142万4千円は何人分なのか。
- 一つ、公共下水道事業会計繰出金4,120万円は、今年度限りなのか。
- 一つ、物価が高騰しているのに学校給食費を減額すると、給食の質が下がるのではないのか。
- 一つ、旧合田家住宅保全活用事業基金積立金を120万円増額しているが、今後の計画はどうなるのか。外壁を直すのか。
- 一つ、6年度予算で「ふるさと納税」の歳入を2億8千万円計上しているが、寄附者が選んだ5項目のうち、5年度ではどういう割合で使ったのか教えてもらいたい。
- 一つ、多面的機能支払交付金事業費補助金を約3千万円計上しているが、事務費も含

むのか教えてもらいたい。

- 一つ、可燃・不燃ごみ処理手数料を昨年より271万円増額して3,231万円計上しているが、要因を教えてもらいたい。
- 一つ、資源ごみ販売収入が増えるのは、どういう風に販売単価が上がるのか。また、広報広告料金は全面広告による増額なのか。
- 一つ、おもいやりゴミ戸別収集事業は、どういうものか説明してもらいたい。また、何軒を対象にしているのか。
- 一つ、雑入に香川県広域水道企業団派遣職員人件費7,200万円とデジタル基盤支援補助金4千万円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。
- 一つ、子ども第3の居場所包括ケアモデル事業補助金5千万円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。また、対象は子ども食堂と違って良いのか。放課後児童クラブも対象になるのか。
- 一つ、子ども第3の居場所モデル事業を公募するのなら、広報で周知を徹底して公平性を担保してもらいたい。
- 一つ、防災士育成支援事業補助金で12万5千円を計上しているが、何人を予定しているのか。
- 一つ、中学校費に図書館図書整備事業費が計上されているが、図書館司書も含んでいるのか。
- 一つ、社会資本整備総合交付金効果促進事業の内容を説明してもらいたい。
- 一つ、住宅費の工事費で1,500万円、土地購入費で142万1千円、移転補償で72万円を計上しているが、内容を説明してもらいたい。
- 一つ、町のコインアプリ利用料で132万円計上しているが、「どっつ」の利用者は微増に留まっているので、いつまで続けるのか聞きたい。
- 一つ、公園事業費にある「海辺と田園に囲まれた森づくり事業」の概要を説明してもらいたい。
- 一つ、新規就農・経営継承総合支援事業150万円と新規就農者育成総合対策事業1,125万円を計上しているが、名称が似ているので内容を説明してもらいたい。
- 一つ、農地費の工事費416万円の内容を教えてもらいたい。
- 一つ、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費766万円は設計費だと思うが、全体の費用と町の負担割合を教えてもらいたい。
- 一つ、まちづくり公社（仮）設立事業費が計上されており、プロジェクトマネージャーが決まらなかったということだが、応募がなかったのか。採用しなかった理由と今後はどういう方向で進むのか教えてもらいたい。
- 一つ、地域プロジェクトマネージャーはマーケティング経験のある3大都市圏出身者という要件があったと思うが、募集要領に地域おこし協力隊員等でも応募可能

という記載があるのは事前の説明とイメージが違っており、懸念があるので、説明してもらいたい。

- 一つ、町財政が厳しくなっているが、基本的な財政運営をどのように考えているのか聞かせてもらいたい。
 - 一つ、幼稚園・小学校の統合は大きな予算が必要になるが、教育委員会に財政面も含めた考えを聞かせてもらいたい。
 - 一つ、校務系システム委託料を小学校費で約3千万円と中学校費で751万円を計上しているが、内容はどのようなものなのか。また、教育系システム委託料が小学校と中学校で同額の30万円は何故なのか教えてもらいたい。
 - 一つ、ギガスクール構想で配備したタブレットを生徒が自宅に持ち帰って壊した場合の修理費はどうなるのか。また、今後タブレットを更新する際には、国の補助はあるのか。
 - 一つ、旧合田家住宅保全事業で2,913万4千円を計上しているが、内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、婦人連絡協議会の補助金が15万円と半額になっているが、他に減額になった団体はどこなのか。
 - 一つ、企業立地促進助成金に関し、特定財源の内訳で寄附金が1,350万円と諸収入が3千万円になっているが、商工振興費の助成金と寄附金がどういう関連になるのか説明してもらいたい。
 - 一つ、教材備品費の574万6千円は教科書改訂による増額ということだが、教科書を改訂しても国の無償化対象なのではないか。
 - 一つ、小学校校舎附帯設備改修事業費1,177万1千円の内容を教えてもらいたい。
 - 一つ、財産管理費の公用車リース料が214万6千円で、昨年よりも50万6千円増額しているが、理由を説明してもらいたい。
 - 一つ、国保会計の基金は、どの位あるのか。また、5年間の見通しはどうなるのか。
 - 一つ、介護保険や後期高齢者医療は、今後どういう方向性になっていくのか。
 - 一つ、上水道及び下水道の配管の管理や更新計画はどうなっているのか。
 - 一つ、下水道事業会計のストマネ事業とは、どういうものなのか説明してもらいたい。
 - 一つ、下水道事業会計の業務の予定量に処理区域面積が 627.5ha とあるが、どこを指しているのか。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、地籍調査費の減額は、申請していた国の補助金が当初予算額がつかなかったことによるもので、歳入とともに交付決定額に合わせている。地籍調査を早く終了させるには体制を強化させる必要があり、今後の山間部や島しょ部は、航空測量による迅速化を考えている。

- 一つ、高齢者福祉タクシー利用料の補正は、人件費や委託費の高騰ではなく、申請者が146人増えたことによる増額になる。
- 一つ、まちづくり公社（仮）の事業費は、プロジェクトマネージャーの雇用が出来なかったことによる報酬と社会保険料の減額である。
- 一つ、学校教育施設等整備基金積立金の額は4,700万1千円になる。
- 一つ、地域おこし協力隊員の任期が満了したので新規に募集をしたが、応募がなかったため、減額している。引き続き、関係人口づくりや移住・定住の相談をしてくれる人材の募集を続けたい。
- 一つ、乳幼児等医療給付費はコロナとインフルエンザが流行したことにより当初の想定よりも多かったので増額するが、金額は実績で算出している。
- 一つ、保育所児童保育委託料は、国が毎年12月に公定価格改定を発表するので、4月に遡って差額分を増額している。
- 一つ、児童福祉費の精算返還金の対象人数は分からないが、事務費も含めた実績になっている。
- 一つ、公共下水道事業会計への繰出金は、公営企業会計への移行による打ち切り決算に伴う今年度限りのものである。
- 一つ、給食費負担金は当初に生徒数を多く計上していたことや人数割で再計算した結果により減額するもので、給食の質が下がるものではない。
- 一つ、旧合田家住宅は特定財源の基金による繰越明許で「えじぶとの間」を解体保存する予定であり、今後も基金の積立状況に見合った工事を計画していく。
- 一つ、ふるさと納税の寄附者が選んだ項目は、生活・自然環境は約5千万円で塵芥収集・道路など、保健・福祉は約2千万円で予防接種など、教育・文化は約4,500万円で学校施設など、観光・産業は約2千万円で農林水産・商工観光など、その他町長が必要とする事業は約1億円で防災・防犯・交通安全や指定管理料などで、特別交付税措置のないものを事業費で按分して計上している。
- 一つ、農地の維持管理で8組織に多面的機能支払交付金を交付していたが、事務負担が大きいため町内全域を一つの組織にして事務を土地改良区に委託することにより負担軽減に繋げている。
- 一つ、可燃・不燃ごみ処理手数料の増額は、新たに取っ手付きの特大指定袋を導入する予定で1枚当たり10円多くなることが要因である。
- 一つ、資源ゴミ販売収入の増額は全体的な販売単価の上昇によるもので、また、広報広告収入は今後が増える見込みである。
- 一つ、おもいやりゴミ戸別収集事業は65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯で集積所まで行けない人に対して毎週木曜日に自宅まで収集に行く事業であるが、登録者は90人程度おり、指定ゴミ袋ではなく利用料として1箇月で500円を負担してもらっている。

- 一つ、広域水道企業団からの雑入は派遣している職員に支払う人件費であり、デジタル基盤改革は戸籍等のシステムを国に合わせて標準化する事業の補助金である。
- 一つ、子ども第 3 の居場所事業は、子どもに関する情報を共有する連携体制を構築することに加えて生活習慣や社会と関わる能力を高めて発達段階に応じた学習支援により包括的に子どもを取り残さない事業を公募するもので、子ども食堂に限らず学校から自宅に帰るまで過ごす場所を提供する団体に B&G 財団の補助金を交付しようとするものである。
- 一つ、防災士育成支援事業では、2 万 5 千円で 5 人を予定している。
- 一つ、中学校では 6 年度も図書館司書を配置予定で予算は事務局費になる。
- 一つ、社会資本整備総合交付金効果促進事業は民間住宅を耐震化するための予算で、前年度より 1 件当たりの上限額を 2 割上げている。
- 一つ、住宅費の工事費は京町住宅 7 棟の取り壊しで、土地購入費は本通住宅の取り壊しに伴う進入路のための用地購入である。移転補償費は 1 軒当たり 18 万円で 4 軒分を予定している。
- 一つ、「どつつ」の利用者は 2 月末では 1,452 人で徐々に増えており、関係人口づくりの事業の一環として中長期的に続けたいと考えている。
- 一つ、「海辺と田園に囲まれた森づくり事業」は、「さくらの森 高原」の維持管理費である。
- 一つ、新規就農・経営継承総合支援事業は 5 年間交付する旧制度での経営補助であり、新規就農者育成総合対策事業のうちの 750 万円は新制度での 5 名分の経営補助で、残りの 375 万円は施設補助であるが、そのうち 250 万円は県の補助がある。
- 一つ、農地費の工事費 416 万円のうち 400 万円は県の補助金を活用して「ため池」の管理に必要な水位計を 2 箇所に整備するもので、16 万円は親水公園の車両進入防止柵を設置するものである。
- 一つ、多度津駅バリアフリー化に係る全体の設計費は 4,600 万円で、町の負担は 6 分の 1 を想定している。
- 一つ、プロジェクトマネージャーには 2 名が応募していたが、書類選考後に 1 名が辞退したので 1 名の面接を行って不採用となったため、3 月 25 日まで再度募集をしている。
- 一つ、地域プロジェクトマネージャーは 3 大都市圏出身だけでなく、地域おこし協力隊員等でも国の特別交付税の対象になることから、応募要件にも「ただし書き」で記載している。
- 一つ、過去に大規模な下水道事業などを行なったことや公共施設の耐震化で地方債を発行したことで町債残高が膨らみ公債費が多額となって厳しい財政状況が続

いているが、今後は大きな事業がないので、効率的で計画的な財政運営を心掛けたいと考えている。総括としては、公共施設の老朽化が喫緊の課題だと考えている。

- 一つ、教育課題検討委員会で幼稚園は1園にすることや小学校は今後も議論が必要という方向性を出しているが、厳しい財政状況なので補助金を活用できるように庁舎内で横断的な協議をしながら進めたいと考えている。公的な幼稚園教育は必要だと考えており、幼稚園統合は議会にも案を示しているので、財政が改善すれば早急に実施したい。
- 一つ、校務系システムは小・中学校の生徒の成績や出席などと転入・転出を一体的に管理できる7市4町で導入しているシステムであり、将来的には県下で情報共有することが可能になっている。また、教育系システム委託料はパソコンのスポットでの修繕なので小・中学校とも同額になっている。
- 一つ、タブレットの修理に関しては学校での通常使用だと公費だが、家庭に持ち帰って壊した場合は生徒の家庭で修理してもらうことになっている。タブレットの更新時には、国は3分の2の補助で1台当たり5万5千円を考えている。
- 一つ、旧合田家住宅に関する委託料は3次元測量を行なって復元する際にも役立つデータや画像として残すもので、保全のための工事費は1,320万円であるが、全額を基金で実施予定である。
- 一つ、町の財政状況が悪いので、決算書を確認して繰越金が多い交付団体は補助金を1年間減額しているが、繰越金が減った状態でも活動が活発な団体であれば、元に戻すつもりである。
- 一つ、企業立地促進助成金は、1億円以上の投資をした企業に対して固定資産税額を3年間助成するもので税収は通常どおりなので、特定財源の内訳とは関連がない。
- 一つ、教材備品費は、教科書改訂に伴う教師用の教科書や指導書である。
- 一つ、小学校校舎附帯設備改修工事は、多度津小学校のプール循環装置の更新と白方小学校の防犯カメラ増設及び四箇小学校の黒板改修工事である。
- 一つ、リース料の増額は所有していた古い公用車を2台廃車にして、新たに車両を2台リースすることによるものである。
- 一つ、国保会計の基金残高は令和5年3月末時点で約3億9,700万円である。詳しい情報ではないものの令和8年から子ども支援金を医療保険から徴収するように決まりつつあるが、それまでは国保料の変更は考えていない。
- 一つ、介護保険は今後3年間の事業計画を策定しているが、団塊の世代が75歳になって徐々に給付費が上がると見込んでいる。後期高齢者医療も同様に団塊の世代が75歳になって医療費が増えるを見込んでいる。
- 一つ、下水道施設についてはストックマネジメント計画を作って管理しているが、管

については作成していない。現時点では目視で管の管理をしているが、将来的には計画を作りたいと考えている。

一つ、下水道事業会計のストマネ事業とは下水道施設の維持管理の計画である。

一つ、下水道事業会計の処理区域面積とは、下水道の認可区域で工事が完了して供用開始されている区域の面積である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 2 号から第 4 号、議案第 14 号、議案第 29 号から第 34 号まで及び議案第 36 号から第 40 号まで並びに議案第 42 号については委員会として原案を可決した。また、議案第 35 号については採決の結果、委員会として原案を可決した。

引き続きまして、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会結果について報告します。

令和 6 年 3 月 11 日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果を報告します。

審議事項。

議案第 16 号 多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について

議案第 17 号 多度津町町民健康センター内湯楽里の指定管理者の指定について

議案第 18 号 多度津町町民健康センター内老人福祉施設の指定管理者の指定について

議案第 19 号 多度津町いこいの家の指定管理者の指定について

議案第 20 号 多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について

議案第 21 号 多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について

議案第 22 号 堀江公園の指定管理者の指定について

議案第 23 号 多度津町公民館の指定管理者の指定について

議案第 24 号 多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について

議案第 25 号 多度津町立資料館の指定管理者の指定について

議案第 26 号 多度津町民会館の指定管理者の指定について

議案第 27 号 多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

議案第 28 号 多度津町立屋内温水水泳プールの指定管理者の指定について

審議結果

議案第 16 号から第 28 号までについて

各委員より、

一つ、放課後児童クラブでの長期休暇中の児童の受入れ時間を7時15分にしてもらいたいという共働き家庭の要望が複数あるが、開始時間を早めることができないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、放課後児童クラブでは以前から長期休暇中の児童の受入れを早くして欲しいとの要望があったので30分早めており、8時以前に児童が来ている場合は安全面を考慮して支援員が出勤した時点で預かっている。現状のままで指定管理者が実施するのは困難だが、民間事業者が参入すれば早朝の受入れなど多様なニーズに柔軟に対応できる可能性があるため、指定管理の年数を1年としている。

以上のような答弁があり、議案第16号から第28号までについては、本連合審査会として原案を可決した。以上、報告します。

議長（小川 保）

これをもって、総務教育常任委員会、並びに総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、3月11日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

建設産業民生常任委員会委員長（兼若 幸一）

令和6年3月11日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第1号 多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の全部改正について

議案第5号 多度津町使用料条例の一部改正について

議案第7号 多度津町介護保険条例の一部改正について

議案第8号 多度津町国民健康保険条例の一部改正について

議案第9号 多度津町空家等適正管理条例の一部改正について

議案第10号 多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

議案第11号 多度津町都市公園条例の一部改正について

議案第12号 多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第13号 多度津町漁港管理条例の一部改正について

議案第15号 多度津町公園、緑地管理に関する条例の廃止について

議案第41号 町道路線の認定について

請願第1号 日本政府に健康保健証の存続を求める請願

審議結果。

議案第1号、議案第5号及び議案第7号から第13号まで、議案第15号及び議案第41号並びに請願第1号について

委員、傍聴議員より、

- 一つ、生活支援ハウスの入居要件を65歳から60歳に引き下げるということだが、現在、65歳以上は何人が入居しているのか、また、一番高齢の人は何歳なのか。
 - 一つ、生活支援ハウスの審議会は5名以内ということだが、現在は学識経験者と町職員が何名なのか。
 - 一つ、葛原墓地が2区画で43万5千円、葛原南墓地が4区画で190万円とあり、墓じまいが多くなっている状況で墓は減少傾向だと思うが、使用料条例を改正するとどういう影響が出るのか。
 - 一つ、墓地の需要が少なくなっている状況で、4区画で190万円という高額の使用料を設定するのは、貸出しの動機が薄くなることに繋がるのではないか。
 - 一つ、介護保険条例の改正により、月額ではどの位になるのか。また、県平均では、どの位になるのか。
 - 一つ、訪問介護は介護報酬が減額になるが、多度津町では今回の介護保険条例の改正に合わせて訪問介護サービスの提供に関して縮小を考えているのか。
 - 一つ、空家等適正管理条例の「適切に講ずるものとする。」という表現を改正後は「適正に講ずるよう努めなければならない。」と義務規定から努力規定に緩和している印象を受けるが、表現を変えた理由を教えてもらいたい。
 - 一つ、町民から指摘を受ければ、町が動いて対応を検討して何らかの措置を講じる流れになっているが、町が能動的に見回りや巡視をすることは考えていないのか。
 - 一つ、町などの公的な機関が保有している空き家を町民がどうかして欲しいと言われると空家等適正管理条例は適用されるのか。
 - 一つ、家中の木造町営住宅で白アリが飛んでくるという町民の声があるが、どうすればよいのか。
 - 一つ、管理不全の空き家に対して必要な措置の指導や勧告をするということだが、強制力がない勧告止まりの条例になるのか。
 - 一つ、空き家の場合は耐震化よりも壊していくと思うが、放置空き家の状態を事前に調査して危険を及ぼすことがないような具体的な策はあるのか。
 - 一つ、空家等対策協議会の委員は8人以内ということだが、どういう風に委員を選任するのか。
 - 一つ、町内に風致地区は何箇所あるのか。
 - 一つ、日本政府に健康保健証の存続を求める請願については、既に現状のまま政府が具体的に進めており、全国民がマイナ保険証によって受診可能なことや請願提出から3箇月経過して時機を逸しているので採択はできない。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、生活支援ハウス入居者の平均年齢は85.2歳で、1番の高齢者は91歳であり、1番若い人は81歳である。

- 一つ、複数の指定管理の申請があった際に審議会を開催するので、現在は委員がいないが、審議会を開く時に委嘱することになっている。
- 一つ、近年は町営墓地の返却が貸出しよりも増えている状況なので、住民から要望の多い複数区画の貸出しを認めるように条例改正をして明文化するものであるが、葛原墓地は少ないことから2区画までで葛原南墓地は4区画までとしている。
- 一つ、墓地の需要は減少傾向であるが、町の財政状況も勘案して複数区画の使用料は規定額の2倍という従来の規則を踏襲している。
- 一つ、介護保険の改正により第5段階が基準額で6,100円にしているが、3年間は基金から9,830万円を取り崩して抑えている。各市町での条例改正が終わっていないので、県平均は分からない。
- 一つ、今のところ事業所の縮小までは考えてないが、過去の訪問介護の給付費に関しては、過去の実績に基づいて推計をしている。
- 一つ、空家条例の改正で表現は緩くなったが、空き家は所有者がいることから直接的には手が出せないで、今後は指導や勧告という形で段階を踏んで進めていくという改正にしている。
- 一つ、基本的には職員が直接、空き家を見回ることはないが、道路管理等の際に見つけて適正に管理されていないと判断した場合は、所有者に対して指導や情報提供をしている。
- 一つ、公的機関の空き家には空家等適正管理条例は適用されない。
- 一つ、家中の木造町営住宅で白アリが発生していれば、建設課が対応することになる。
- 一つ、法律では管理不全な空き家に対して代執行まで可能になっているが、所有者の財産なので町内にいない場合は情報提供と措置を指導して勧告したいと考えている。
- 一つ、令和4年度に町内の空き家を調査して空き家対策計画を立てているので、特定危険空き家になる前に情報提供や指導を行なって対応したいと考えている。
- 一つ、空家等対策協議会の委員は昨年度に8名決めており、会長が町長で地域住民の代表者と町議会、司法書士会、行政書士会、宅建、土地家屋調査士、建築士会から1名ずつ委嘱している。
- 一つ、町内では桃陵公園の一部と周辺の一部であり、面積では17haを風致地区として指定している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第5号及び議案第7号から第13号まで、議案第15号及び議案第41号については、委員会として原案を可決した。また、請願第1号については不採択とすることに決定した。

議長（小川 保）

これをもって、建設産業民生常任委員会委員長報告を終わります。
ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたい
と思いますので、よろしくお願い致します。

日程第4. 議案第1号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置
及び管理に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第2号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に
基づく債務の免除に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長 (小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第4号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長 (小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第5号、多度津町使用料条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長 (小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長 (小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長(小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町空家等適正管理条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長(小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、多度津町都市公園条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長 (小川 保)

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、多度津町漁港管理条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（小川 保）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、多度津町公園、緑地管理に関する条例の廃止についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について
を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第19. 議案第17号、多度津町町民健康センター内湯楽里の指定管理者の指定
についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第20. 議案第18号、多度津町町民健康センター内老人福祉施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第21. 議案第19号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22. 議案第20号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第20号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第23. 議案第21号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第21号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第24. 議案第22号、堀江公園の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第22号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第25. 議案第23号、多度津町公民館の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第23号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第26. 議案第24号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第24号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第27. 議案第25号、多度津町立資料館の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第25号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第28. 議案第26号、多度津町民会館の指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第26号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第29. 議案第27号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第27号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第30. 議案第28号、多度津町立屋内温水水泳プールの指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第28号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第31. 議案第29号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第7号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第29号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第32. 議案第30号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第30号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第33. 議案第31号、令和5年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第31号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第34. 議案第32号、令和5年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第4号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第32号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第35. 議案第33号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第33号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第36. 議案第34号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第34号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

ただ今から暫時休憩を致します。

10時35分開始と致します。

よろしく申し上げます。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

議長（小川 保）

休憩前に引き続いて会議を再開致します。

日程第37. 議案第35号、令和6年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

14番、尾崎 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和6年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第35号、令和6年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論を致します。

款1. 議会費、目18. 負担金補助及び交付金、香川人権研究所団体会費2万円。款3. 民生費、項1. 社会福祉総務費、人権同和施策事業費1,241万4,000円のうち、目12. 委託料、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会業務委託料50万円、目18. 負担金補助及び交付金、人権関係外郭組織及び各種研修会負担金85万円、款10. 教育費、項5. 社会教育費、目1. 報酬、人権同和教育事業費203万2,000円、目18. 負担金補助及び交付金、香川人権研究所会員負担金2万円、全国人権保育研究集会負担金3万5,000円。町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金15万円、総計360万7,000円が、令和6年度多度津町一般会計予算に計上されております。そこで2002年、平成14年4月は新しい時代を迎える大きな節目となった年であります。それまで33年間、国が3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策が終了した月、つまり3月末であります。最後の特別措置法である地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、同和地区、同和関係者を対象とする特別対策は終了となり、一般行政のみとなった訳であります。法的、制度的に同和地区も同和関係者も存在しなくなった新しい時代を迎えたのであります。その後、3月20日には、同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話が発表されました。その中で、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜・適切に実施していくことになりまして一般行政への移行を打ち出した訳でありま

す。因みに、私が町議として初当選したのは、2003年、平成15年2月ですから、施行されたのは、僅か8箇月前のことです。

私は初当選して以来、一貫して21年間、一般会計予算及び決算に反対をしております。それは、1点目に法的、制度的になくなった同和という言葉を使うことは、特別措置法失効の趣旨に反するものであること。2点目に人権同和の命名は、人権と同和を並列する考え方は間違っていること。また、部落差別を同和差別に勝手に読み替える認識も間違っていること。3点目に教育の分野でも人権教育とすべきであるのに人権・同和教育として逆差別を助長していること。5点目に首長（町長）の判断で、同和行政は廃止が出来ることとあります。これらなど今までに5点を主張してまいりましたが、残念ながら法失効後、21年間、現在も改められておりません。また、部落差別の解消の推進に関する法律、つまり、部落差別解消推進法は同和の消滅が前提の法律であるので、一定の配慮が必要な住民を判断する根拠にならないことは当然であります。

以上のことから、議案第35号、令和6年度多度津町一般会計予算については、総計360万7,000円が計上されておりますが、この金額の予算は物価高や経営難、生活困窮の町民に対応すべきであり、個人商店、農水産業者、中小企業事業者、学校教育への子育て支援、老人福祉の医療・介護などの負担軽減に使うべきであり、従って改善すべき点があるので反対を致します。以上。

議長（小川 保）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

他にないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第35号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（小川 保）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第38. 議案第36号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第36号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第39. 議案第37号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第37号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第40. 議案第38号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第38号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第41. 議案第39号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第39号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第42. 議案第40号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第40号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第43. 議案第41号、町道路線の認定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第41号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第44. 議案第42号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第42号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第45. 請願第1号、日本政府に健康保険証の存続を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

14番、尾崎 議員。

議員 (尾崎 忠義)

14番、尾崎忠義でございます。

私は、令和6年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、去る令和5年11月17日提出の請願第1号、日本政府に健康保険証の存続を求める請願について、次の点で賛成討論を致します。

昨年6月21日に閉会した第211回通常国会で審議された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号を利用等に関する法律の一部を改正する法律案、つまりマイナンバー改正法は余りにも多くの問題点があるのにも関わらず、また、国民の声が届かず、同法案は何ら修正されることなく、6月2日に参議院で自民党、公明党の与党と日本維新の会、国民民主党の多数決で押し切り、強行可決、成立をしてしまいました。

しかし、最大の問題である現行の健康保険証の廃止は、今年2024年12月の冬であります。このマイナンバー法は、番号法、健康保険法、住民基本台帳法、公金受取口座登録法など、何と11の法律をまたがる束ね法案であります。マイナンバー法の中心的な問題点はマイナカードと健康保険証を一体化し、現行の健康保険証を廃止することで

あります。マイナ保険証をめぐっては、各地の医療機関などでトラブルが多発しているだけでなく、マイナカードの管理や更新、つまり申請などの過程で無保険状態になる危険性があることであります。新たに持ち出された資格確認証も申請が必要。つまり、昨年6月のマイナンバー法成立時点では必要となり、申請漏れなどによる無保険状態が必然的に生じるなど国民皆保険制度の崩壊に繋がりがねない事態が進行していることであります。昨年6月に成立したマイナンバー法のポイントは、1、現在の保険証を廃止し、マイナ保険証としてマイナカードに一体化する。そして、マイナ保険証を持たない人には、本人の申請で資格確認証を発行する。2点目にマイナンバーと預貯金口座を紐づけする。つまり、年金受給用の口座などとマイナンバーを国が紐づけする。そして、通知に不同意の回答がなければ、同意と見なす。3点目にマイナンバーの利用範囲の拡大で、利用できる範囲を社会保障、税、災害対策の3分野から拡大をし、番号法で定めた利用事務に「準ずる事務」を省令改定で規定可能にするということでもあります。次にマイナンバー法等改定の問題点であります。1点目には保険証の発行、交付義務が申請主義になります。現行では自治体やけんぽ協会、組合などの保険者が被保険者に健康保険証を交付する義務があります。医療機関の窓口で健康保険証を提示して行う資格確認は国民皆保険制度の基盤であり、広く国民に定着しております。ところが、マイナ保険証では保険料を払っていても被保険者が自ら申請してマイナカードを作成し、マイナ保険証への手続きが必要となり、行政などに課せられている保険証の発行、交付義務が申請主義になってしまうことであります。このようにマイナカードと健康保険証の一本化はマイナンバー法16条2項の任意取得の原則、つまり、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、カードを発行する。こういうことに違反をし、カードの事実上の強制となります。また、憲法25条の実現を目的とした国民皆保険制度の基盤となる健康保険証と全く異質のものであるマイナカードを個人の判断の余地もなく、強制的に取得させるやり方は人権侵害とも言えるものであります。次の2点目以降は、問題点を項目別に要約し、列挙したものであります。2点目には無保険者を創り出し、国民皆保険制度の崩壊に繋がるということでもあります。無保険問題はマイナ保険証を持つ人も持たない人もどちらにも起きる問題であります。3点目には介護、高齢者、福祉関係者にとって、多くの施設が入所者、利用者の健康保険証を預かって医療機関の受診に利用しており、介護、高齢者、福祉関係者にとって多大な負担と責任が課せられることとなります。4点目に新型コロナで医療機関は経営危機なのに医療機関がマイナ保険証によるオンライン資格確認のシステム整備が義務づけられ、多大な負担が増え、対応しない、あるいは出来ない医療機関は、廃業、閉院、廃院に追い込まれるなど医療現場の混乱は必至であることであります。5点目にマイナンバーカードの用途拡大が無制限に進むことがあります。これは運転免許証、母子健康手帳、介護保険証ほか29分野の膨大な個人情報の紐づけがされることであります。6点目に重要な個人情報、本人の明確な意思表示なし

に収集されることでもあります。7点目に保険証廃止はマイナカード普及のためのものであること。8点目にマイナカード普及に巨額の税金を投入して、大手広告代理店や企業、財界が強力に推進していること、また、マイナカードの取得と所持のために、1人2万円相当のマイナポイント付与、奨励するために1兆8,000億円の予算を使ったことでもあります。9点目に交付税算定にマイナ保有率の高い市町村に対し、金額の配布を反映したことであります。10点目に資格確認者証を交付する際に自治体窓口や各保険者の事業対応が増加するなど膨大な社会費用が生じることであります。11点目には健康保険証は延期、中止すべきとの声が国内でも7割以上を超えており、全国地方議会で保険証の廃止に懸念を示す意見書の可決が相次いでいることであります。従って、これまでと同様に健康保険証を原則交付として、マイナカードの利用は任意とする形が最も合理的であり、国民の多くが反対する健康保険証の廃止は直ちに中止すべきであり、請願第1号、日本政府に健康保険証の継続を求める請願については賛成を致します。以上。

議長（小川 保）

次に、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

他に討論はありますか。

賛成の方でもよろしいです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

はい。13番、渡邊 議員。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。

私は、日本政府に健康保険証の存続を求める請願につきましても、賛成の立場で討論させていただきます。

当初、本町はマイナンバーカードの取得が80%を切り、既に80%の方が取得しているならば、反対しても混乱を招くのではないかと思いましたが、それならば20%の皆さんは、どうして取得していないかと思い、調べてみますと高齢者、認知症、障害者の方々が多く含まれていました。また、福祉施設等でマイナンバーカードや暗証番号を管理出来ないとの声が上がっていることなどを踏まえて、高齢者や障害者など医療ニーズが高い人が排除されるのではないかと思いました。今回のマイナ保険証の在り方について4点でございますが、説明させていただきます。

1点目は、一定の条件が整うまで現在の保険証を存続させること。2点目、デジタル化は国民の管理が目的ではなく、国民の利便性を向上させることに最優先して推進すること。3点目、高齢者、障害者などに対して万全の対応を行い、アナログによる手段を一定に存続させることで全ての人の資格確認が円滑になり、真に誰1人取り残さない仕組みとする資格証明書の送付には、莫大な手間とコストがかかります。自治体の

業務が膨れ上がる等があります。そういうこと。一応、4点でございますが、申し訳ありません。3点でございますが、私は、この日本政府に健康保険証の存続を求める請願については、賛成であります。以上です。

議長（小川 保）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

起立少数

議長（小川 保）

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定致しました。

日程第46. 意見書案第1号、選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書（案）の提出についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第 47. 特別委員会の廃止を議題と致します。

令和 5 年 2 月に設置した財政健全化特別委員会については、現在まで開催がされてお
りません。

その要因が名称にもあるということで、本委員会については廃止していこうとするも
のです。

ここでお諮り致します。

財政健全化特別委員会については、廃止することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

従って財政健全化特別委員会は、廃止することに決定致しました。

日程第 48. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

なお、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第 75 条の規定により、タブレットに
掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付した
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継
続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了致しました。

これにて、令和 6 年第 1 回定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

ご一同、ご起立をお願いします。礼。

ご苦労様でございました。

閉会 午前11時5分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和6年3月19日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記